

宍道総合公園 公園協議会 規約

(名称)

第1条 協議会の名称は、「宍道総合公園 公園協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、社会実験を踏まえ、公園利用者の利便性の向上や魅力的で持続可能な公園であるために必要な事項について協議することを目的とする。

(協議等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 公園利用者の利便性の向上に関すること。
- (2) 公園の魅力向上に関すること。
- (3) 公園施設の更新整備・管理運営の方向性に関すること。
- (4) 地域活性化に繋がる公園の利活用に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とし、再任は妨げない。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2. 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
3. 会長に支障があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2. 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 協議会の会議は、会長が議長となる。
4. 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
5. 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第8条 会議の概要は、必要に応じて松江市のホームページ等で公開する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、松江市公園緑地課及び松江市宍道支所地域振興課とする。

(雑測)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年7月20日から施行する。